

府立学校における後援会・同窓会会計との関わり

対象受検機関：教育委員会事務局施設財務課

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)
<p>1 府立学校における後援会・同窓会</p> <p>(1) 後援会…在校生や卒業生の保護者等の有志が学校を支援することを目的として構成する団体</p> <p>(2) 同窓会…卒業生が相互の親睦を図るとともに母校の発展を期することなどを目的に構成する団体</p> <p>2 平成24年度の監査結果</p> <p>後援会・同窓会は、本来学校とは独立した存在であるにもかかわらず、団体の通帳を保管し、会計事務を行っていた学校があることから、これらの団体に対して会計事務を自ら行うよう促すとともに、当面、会計事務を学校において実施する状況が生じるのであれば、PTA会計と同様に基準を策定し、取扱いの明確化を図るべきとする委員意見を出している。</p> <p>3 教育委員会事務局の措置</p> <p>平成24年10月の府立学校事務職員研修会において、監査委員意見の内容について説明した。また、学校査察では、学校から団体に対して、会計事務を自ら行うことについて働きかけるよう指導した。</p> <p>さらに、平成25年3月に全府立学校に対して「学校徴収金等の会計処理の適正化について(通知)」を発出した。</p> <p><b>【内容】</b></p> <p>(1) 団体徴収金は原則としてPTAを対象としていること</p> <p>(2) ただし、校長がPTAと同様に、後援会・同窓会など関係団体の会計を取り扱う場合は、PTA会計に準じ、「学校徴収金及び団体徴収金等の会計処理基準」(以下「会計処理基準」という。)に基づき適正に処理すること</p> <p>(3) 団体徴収金を取り扱う場合は、書面により団体から会計事務の委任を受けること</p> <p>施設財務課は、学校への査察時にこれらの指導等について各学校の状況を確認している。</p>	<p>平成24年度の監査結果を受けた措置の状況を確認するため、全府立学校186校(府立高等学校全日制課程137校・定時制課程15校、支援学校本校32校・分校2校)を対象に、後援会・同窓会会計との関わりについて調査したところ、以下のような結果であった。</p> <p>1 団体へ会計事務を自ら行うよう促していない学校があった。(後援会24校、同窓会15校)</p> <p>2 団体から委任状を取らずに団体の会計を取り扱っている学校があった。(後援会5校、同窓会8校)</p> <p>また、委任状の内容と実際の事務に相違が見られる学校もみられた。(※)</p> <p>3 後援会・同窓会など関係団体の会計を取り扱う場合は、会計処理基準に基づき適正に処理することとしているが、団体の会計監査を受けていない学校があった。(後援会1校、同窓会2校)</p> <p>4 団体の規約において、役員に教員を充てることとされており、学校及び団体の独立性が確保されていないと解されるものがあった。(※)</p> <p>※ 調査により確認できた事例であり、学校数は把握していない。</p>	<p>学校から団体に対し会計事務を自ら行うよう促すこと、及び学校が団体の会計を取り扱う場合には会計処理基準に基づいて適正に処理することについて、再度徹底するとともに、定期的に対応状況を確認されたい。</p> <p>また、団体から学校への委任内容の明確化、学校と団体の独立性確保のため、委任状や団体規約を点検し、必要な指導を行われたい。</p>
措置の内容		
<p>学校から団体に対し会計事務を自ら行うよう促すこと、及び学校が団体の会計を取り扱う場合に会計処理基準に基づいて適正に処理するよう研修(平成28年1月29日事務(部)長研修)において周知徹底した。</p> <p>また、「学校徴収金等取扱マニュアル」及び「学校徴収金等の会計処理基準」を改訂(平成29年4月)し、団体から学校への委任内容の明確化及び学校と団体の独立性確保のため、委任状の様式例を示すとともに、今後は査察等において委任状の徴収状況と団体規約を点検し、必要な指導を行っていく。</p>		

監査(検査)実施年月日(委員:平成27年8月19日、事務局:平成27年6月24日から同年7月28日まで)

学校徴収金等の不適正な会計処理

対象受検機関：成美高等学校、教育委員会事務局施設財務課

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)
<p>1 学校徴収金及び団体徴収金の概要 各府立高校では、授業料とは別に、学校の教育活動上必要となる費用として、受益者負担の考え方にに基づき、生徒・保護者が個人負担する経費として、学校徴収金及び団体徴収金（以下「学校徴収金等」という。）を徴収している。</p> <p>(1) 学校徴収金 ア 生徒会会計 イ 部活動後援費会計 ウ 学年費会計 エ 積立金会計（修学旅行積立金、卒業記念アルバム積立金及び同窓会積立金） オ その他の会計（学校給食費その他の校長が必要と認める費用）</p> <p>(2) 団体徴収金 PTA会計（ただし、校長が当該団体から書面により事務の委任を受けたもの。定時制課程の後援会会計を含む。）</p> <p>2 学校徴収金等の収入金処理 (1) 学校徴収金等の徴収は、口座振込を基本としており、収入金の多くが学校納付金システムにより処理され、会計別口座に振り替えられる。 しかし、分割納付されるなど、満額に達しない場合や二重納付又は過誤納付があった場合は、一旦、一括受入れ用預金口座（以下「親口座」という。）で受け入れを行い、その後、学校が納付金額・内容を確認の上、会計別に預金替え（振替）又は還付等必要な処理を行うことになる。 (2) 施設財務課は、全ての府立学校から年4回、各会計別口座の預金残高等の確認状況について「学校徴収金等残高確認報告書」（以下「報告書」という。）を提出させるとともに、査察（3年に1回程度）において、親口座を含めて残高確認している。</p> <p>3 成美高校における不適正な会計処理 (1) 振替や返金等の放置 平成20年度から平成24年度までの間の学校徴収金等について、適正に事務処理が行われなかったものがあり、その結果、182,587円が親口座に滞留していた。 ア 親口座から会計別口座に振替されず、親口座に放置されたもの [429,860円] イ 生徒・保護者から二重納付又は過誤納付されており、生徒・保護者への返金が必要なもの [77,270円] ウ 年度を超えて、親口座から会計別口座に二重出金したもの [211,000円] エ 退学者に対して会計口座から返金すべきところ、親口座から返金し、その後未精算のもの [26,500円] オ 学年費から支出すべきところ、予算不足により、親口座から立て替えて支出</p>	<p>1 成美高校における問題 (1) 平成20年度以降、担当者が適正な会計処理を行っていなかったにもかかわらず、内部のチェック機能が十分に働かず、平成24年度まで問題の発生が認識されていなかった。また、滞留金の詳細説明に時間を要したため、未だ適切な処理がなされていない。 (2) また、滞納処理についても、滞留金の詳細が解明されない中で、個人の滞納額についても確定できず、平成24年度以前の滞納者に対する督促が行われていない。</p> <p>2 学校徴収金の会計処理に関する問題 (1) 親口座から会計別口座への振替については、各学校にその取扱いが委ねられており、分割納付が行われた際に納付金額が満額に達するまで親口座に留める学校や、納付金額が一部であっても随時振替を行い、毎年度親口座内の残金を精算する学校などがある。このため、親口座内の残高内訳の把握が杜撰になれば、成美高校と同様の問題が発生するリスクがある。 (2) 施設財務課は、学校からの報告書により、親口座の残高は確認しているが、適正な処理が行われていないものが含まれていないかどうかの確認はしていない。</p>	<p>成美高校においては、所管課である施設財務課とも十分協議の上、不適正な会計処理が行われていた学校徴収金等について、早急に対応策を検討し、適正に処理されたい。また、平成24年度以前の学校徴収金等滞納者に対する督促等についても早急に実施されたい。</p> <p>施設財務課においては、各学校から、親口座内における残高内訳について、定期的に報告を求めるなど、適正な処理を確保するための仕組みを検討されたい。</p>

<p>した後、未精算のもの [50,543円]            カ 会計別口座に振り替えたものの、振替先が適切な会計別口座なのか、誰のものかもわからないもの [36,500円]            (滞留金合計 ア+イ-ウ-エ-オ-カ=182,587円)</p> <p>(2) 滞納者に対する督促の未実施            学校徴収金等の滞納状況は、下表のとおりであるが、平成24年度以前の滞納者に対する督促は行われておらず、多額の滞納金が残っている。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">会計年度</th> <th style="width: 20%;">件数</th> <th style="width: 50%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20～24年度</td> <td>39件</td> <td>1,243,500円</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>8件</td> <td>245,000円</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>20件</td> <td>537,500円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>67件</td> <td>2,026,000円</td> </tr> </tbody> </table>	会計年度	件数	金額	平成20～24年度	39件	1,243,500円	平成25年度	8件	245,000円	平成26年度	20件	537,500円	合計	67件	2,026,000円		
会計年度	件数	金額															
平成20～24年度	39件	1,243,500円															
平成25年度	8件	245,000円															
平成26年度	20件	537,500円															
合計	67件	2,026,000円															

**措置の内容**

成美高等学校において平成20年度から24年度に発生していた学校徴収金の滞留金については、整理を行い、過誤納金や二重納付分は保護者へ返金し、PTA会費等は現会計へ振り替えるとともに、その他すでに閉鎖した会計は、生徒のために有効活用する観点から生徒会会計に振り替えた。また、学校徴収金等の滞納者については、滞留金の整理とともに督促を実施した。今後、不適正な処理が発生しないよう校内における連携・管理を行い、適切な処理に努める。

施設財務課においては、周期的に査察で親口座内における残高内訳について確認、指導しているところであるが、定期的な確認については、「学校徴収金等取扱マニュアル」を改訂（29.4.1）し、学校から報告を求めていた四半期ごとの「学校徴収金等残高報告書」による報告に、毎月の状況を把握するため学校において毎月末に作成している「収支計算書」の写しを添付するように改善した。

また、報告内容のチェックは報告があるごとに行い、親口座の残高の推移を確認して行く。

監査（検査）実施年月日（委員：平成27年8月19日、事務局：平成27年6月24日から同年7月28日まで、成美高校：平成27年5月20日）